

# 事業主・事業所の皆様へ



## ◆こんな仕事に派遣します!

### 臨時的かつ短期的な就業

(概ね月10日程度以内のもの)

又は

### 軽易な業務

(週20時間未満のもの)

## ◆主な仕事内容

**技術分野** ●特殊技能(各種自動車の運転) ●調理補助・介護補助 など

**事務分野** ●一般事務(資料作成など) ●調査事務(アンケート調査、集計事務) など

**管理分野** ●施設管理(建物管理、駐車場整備) ●物品管理(商品管理、在庫管理) など

**折衝・外交分野** ●販売 ●外務(配達) など

**技能分野** ●制作加工(工場内での軽作業[加工・組み立て・検査など]) など

**一般作業分野** ●屋外作業(清掃作業、農作業) ●屋内作業(清掃作業、梱包作業、品出し作業など)

**サービス分野** ●社会活動(広報紙配布、遺跡発掘) ●家事援助 ●学童保育補助 など

## 注意事項

- 港湾運送業務、建設業務、警備業務、病院等における医療関係の業務には派遣できません。
- 高齢者にとって危険又は有害な作業等には派遣できません。
- 対応できる会員がない場合は、派遣できない場合があります。
- 事業所が労働者の派遣を受けるに当たり、事前の面接や履歴書の送付の要請等、会員を特定する行為は法令により禁止されています。
- 一契約の契約最長期間は、原則 1 年です。(ただし、シルバー人材センター連合会が行う派遣事業は、派遣する労働者の年齢が 60 歳以上のため、派遣可能期間の制限を受けません。)
- 労働者災害補償保険が適用されます。(社会保険、雇用保険は適用されない範囲での働き方になります。)
- 事業所との契約事業者は、公益社団法人石川県シルバー人材センター連合会になります。

## 派遣のほかに、「請負・委任」のお仕事もお請けしております。

- 事業所のみならず、一般の方々のご依頼にもお応えします。
- まずは電話でお問い合わせください。
- 雇用や人材派遣と異なり、請負・委任によってシルバー人材センターがお仕事をお請けする仕組みです。
  - ▼仕事はシルバー人材センターが責任を持って完成又は遂行します。
  - ▼会員の就業については、全てシルバー人材センターにお任せいただきます。(事業所の他の従業員と混在して就業することや、事業所の指揮命令下で就業する仕事は、シルバー派遣となります。)
  - ▼会員は臨時的かつ短期的な就業又は軽易な業務を条件にしていますので、一人の会員が長期にわたって就業することはできません。ただし、特別な知識・技能を必要とする仕事については、継続的に就業することもできます。
- 高齢者であることから会員の安全就業には最大限の配慮をしています。危険・有害な作業を内容とする仕事、損害賠償が多額となることが見込まれる仕事はお請けできません。
- 会員の就業は雇用によるものではありませんので、万一事故が発生した場合は、シルバー保険で対応します。(労災保険は適用されません。)
- 有料職業紹介事業も行っております。



※それぞれの仕事内容(業態)に応じ手数料が発生します。

## ◆主な仕事内容

**屋内外の一般作業** ●屋内外の清掃 ●除草・草刈り ●家具の移動 など

**技能を活かす分野** ●植木手入れ ●ペンキ塗り ●和洋裁 など

**事務分野** ●毛筆筆耕 ●宛名書 など

**その他** ●ワンコインサービス(家庭のゴミ出しなど) など